

令和 6年 11月 6日
大 阪 労 働 局

茨木労働基準監督署における外部電磁的記録媒体(CD-ROM)の紛失について

大阪労働局(局長 志村 幸久)は、茨木労働基準監督署(以下「茨木監督署」という。)において発生した外部電磁的記録媒体(CD-ROM(以下「CD」という。))の紛失事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

茨木監督署において、労災補償給付の調査のためC病院から受理した請求人Aの画像検査データが記録されたCD及びD病院から受理した請求人Bの画像検査データが記録されたCD、計2枚の CD を茨木監督署内で紛失したものを。

2 事実経過

(1) 令和6年 10 月 9 日(水)

大阪労働者災害補償保険審査官が茨木監督署で保管する請求人AにかかるCDの提出を求めた。

(2) 令和6年 10 月 10 日(木)

茨木監督署は依頼を受けたCDの提出のため、外部電磁的記録媒体受理管理簿(以下「管理簿」という。)を確認したところ、受付の記録がなされておらず、原本を保管している所定の格納ファイルにも保管されていないことが判明した。

(3) 茨木監督署における本件搜索の過程で、医療機関に意見書、画像検査データ等を求める際に備え付けている診療録等依頼台帳と所定の格納ファイルに保管しているCDを照合したところ、請求人BにかかるCDも所定の格納ファイルに保管されていないことが判明した。

CDの管理については、受理後、各事案の担当者が管理簿に記録し、所定の格納ファイルに保管することになっているが、請求人A及びBにかかるCDについては、管理簿への記録及び所定の格納ファイルへの保管がなされていないことを確認した。

(4) 令和6年 10 月 11 日(金)

請求人 A 及び B の労災補償給付の調査を担当した職員(以下「担当職員」という。)は、調査の過程で地方労災医員(以下「局医」という。)に請求人A及びBの傷病の状態を確認するため、令和6年3月 11 日にCDを持参のうえ局医の所属するE病院へ赴き相談を行っていたことから、局医及びE病院医事課に確認を行ったが、CDは預かっていないとのことであった。

担当職員が相談時に使用した鞆にはファスナーが付いており、相談書類一式は担当職員の私物とは別の仕切りに入れていたことから、出張経路上で紛失することはなく、茨木監督署に持ち帰

ったものと考えられる。

また、担当職員は相談の際、E病院への往復にバスを利用していたことから、念のためバス会社に問い合わせたが、該当する拾得物の届け出はなされていなかった。

(5) 令和6年10月11日(金)及び同月17日(木)

茨木監督署の書類を預けている外部倉庫へ出向き、CDの紛れ込みがないか搜索したが、発見できなかった。

(6) 本件発覚後、担当職員の机周辺を中心に労災課フロアや廃棄書類用ダンボール等を搜索、また搜索範囲を拡大し、庁舎内を隈なく搜索したが発見に至っていない。

(7) 令和6年10月22日(火)

請求人Aに経過説明及び謝罪を行った。

(8) 令和6年10月23日(水)

請求人Bに経過説明及び謝罪を行った。

3 発生原因

(1) 担当職員が CD の受理時に管理簿に記録していなかったこと。また、受理後直ちに所定の格納ファイルに保管していなかったこと。

(2) 担当職員が CD を持ち出す時に、CD 貸出許可簿(以下「許可簿」という。)への記録や、返却時の管理者等による確認がなされていなかったこと。

(3) 管理簿と CD 現物との突合確認を管理職が定期的実施していなかったこと。

4 二次被害の有無

現時点において二次被害の事実はない。

5 再発防止対策

(1) 茨木監督署における対応

① 令和6年10月11日に緊急幹部会議を開催し、署長から個人情報管理と文書管理について幹部職員から署内全職員へ、定められた手順等の再徹底について指示した。

② CD の受理時の取扱いについて厳格化すべく、受理時に、事案の担当者が管理簿に記録し、管理職がCD現物を確認したうえ所定の格納ファイルに保管すること。

③ 所定の格納ファイルに保管されている実物と管理簿との照合を四半期ごとに管理職が実施すること。

④ 所定の格納ファイルから持ち出す時は、事案の担当者が許可簿に目的等の内容を記し、管理職が確認のうえ、持ち出し日と時刻を記録し、所定の格納ファイルから取り出す。返却時には管理職がCD現物を確認し、返却日と時刻を記録のうえ、所定の格納ファイルに保管すること。

⑤11月中に、署内全職員に対し、個人情報漏洩防止等に関する研修を実施する。

(2) 大阪労働局における対策

① 令和6年10月22日、総務部総務課から局内各課、各署所に対して、本件事案の概要を周知するとともに、注意喚起を行った。

また、労働基準部労災補償課からも各署に対し、CDの管理について管理簿への確実な記録と保管、所定の格納ファイルから持ち出す時は、許可簿による確実な事跡を残し管理するよう注意喚起を行った。

- ② 労災補償業務監察において、各署のCDの管理について重点的に点検を実施する。
- ③ 茨木監督署に対して、総務部総務課及び労働基準部労災補償課の担当者による点検を実施し、CDの管理について、今回の再発防止策の履行状況及び効果について確認する。

担当：大阪労働局労働基準部労災補償課 労災補償課長 高山 和裕 労災管理調整官 田中 清輝 電話 06-6949-6507
--